

「資料 2」

管理組合解散に伴う覚書

佐倉白銀ニュータウン管理組合（以下「管理組合」）解散に伴い、管理組合及び佐倉白銀ニュータウン自治会（以下「自治会」）は、以下の通り覚書を取り交わす。

第1条

管理組合が行っていた業務のうち、本住宅地内の住居表示案内板、防犯灯等、居住者の共用に供されるために設置された施設のほか、居住者の快適・安全な住環境を維持・向上するために新たに設置する施設（以下まとめて「共用施設」という。）を管理し、かつ共用施設の使用に関して必要な業務は、管理組合解散日以後自治会が行うものとする。

第2条

共用施設は、次のものをいう、

- （1） 住居表示案内板等施設（団地名称表示板、総合案内表示板、街区案内表示板、区画案内表示板）
- （2） 防犯灯
- （3） 居住者の快適・安全な住環境を維持・向上するために新たに設置する施設

第3条

自治会が行う業務は具体的に次のとおりとする。

- （1） 共用施設の維持管理
- （2） 管理費の出納保管
- （3） その他上記に付随する一切の業務

第4条

管理組合は、「佐倉白銀ニュータウン管理組合解散に関する決議」に定められた資産および残余基金を定期総会日までに自治会に移管する。

移管する残余基金は、第5条に定める管理費とともに別管理とし、第2条に記述された共用施設の維持・管理のために支出するものとする。

第5条

管理組合解散日以後、管理費の取り扱いは次のとおりとする。

- （1） 第3条に掲げる業務に要する費用として、一戸当たりの管理費を月額200円とし、居住者又は建物使用者から徴収する。但し、月の途中で居住者又は建物使用者となった場合には当該月の翌月分から管理費を負担する。
- （2） 管理費の徴収方法は、自治会が定める。

- (3) 前項の管理費の額が経済変動、その他の理由により不相当となった時は、自治会は総会の議決を得て増減することができるものとする。
- (4) 管理費は、第4条によって移管された残余基金とともに自治会費とは別に管理する。

第6条

管理組合解散日以後、住居表示案内板等設備設置敷地の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 住居表示案内板等施設が設置されている敷地の土地所有者に使用料として5ヶ年分で700円を支払うものとする。
- (2) 防犯灯が設置されている敷地の土地所有者に対して、使用料として年額1,000円を支払うものとする。尚、当該土地の貸借期間は10年毎の更新とする。

第7条

第1条から第6条の内容を共用施設維持・管理規約として自治会会則に追加制定する。

本覚書2通を作成し、各1通を保管する。

平成24年3月24日
佐倉白銀ニュータウン管理組合
理事長 松井 理秋
佐倉白銀ニュータウン自治会
会長 大栗勝雄

